

京都市手話言語がつなぐ心豊かな  
共生社会を目指す条例に基づく  
手話に関する施策の推進方針

平成29年3月  
京都市

I	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ，中途失聴者，難聴者等聴覚に障害のある方で，手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で，手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより，人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくい，聴力が残っている方。

\* 個人によって聴こえの程度は様々。また，「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで，手話を言語として身につけること。

## I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

### 1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

## Ⅱ 施策の推進方針について

### 1 推進方針の概要



### 2 推進方針の取組期間

### 3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

#### (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

##### ア 取組の方向性